

広島県告示第四百六十五号

広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

広島県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年広島県告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「概要書」を「建築計画概要書等」に改め、「午前九時」の次に「から正午まで及び午後一時」を加え、同条第三項中「概要書」を「建築計画概要書等」に改める。

第六条に次の一号を加える。

四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十三条の二の規定の趣旨を逸脱し

て明らかに営業の目的等のための閲覧者であると認められる者

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

建築計画概要書等閲覧申請書

年 月 日

広島県知事様

申請者住所

氏名

印

建築基準法第93条の2の規定に基づき建築計画概要書等の閲覧をさせていただきます。

| | | |
|---------------------------------------|----|------------|
| 確認済証の交付を受けた者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 確認済証の交付を受けた建築物 建築設備の敷地の地名地番 工作物 | | |
| 確認済証交付年月日及び番号 | 第 | 年 月 日 号 |
| 閲覧の目的・理由 | | |
| 備考 | | |

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 備考欄には、記入しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第六条に一号を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。